

令和3年12月23日更新

専門実践教育訓練の給付金について

宮崎看護専門学校 **医療専門課程看護師学科（2年課程定時制）**は、厚生労働省の「専門実践教育訓練給付金」制度の対象講座です。

※令和3年12月17日から、制度変更により指定講座番号が変更となります。

令和3年12月17日までの指定講座番号：95017-151001-8

令和3年12月17日からの指定講座番号：4510017-151001-0

指定講座名称：医療専門課程看護師学科（2年課程定時制）

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（入学料と受講料）の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

支給対象者、申請方法など詳しくはハローワークへご確認ください。

※申請手続きにつきましては、受講開始日（入学式の日）の一カ月前までに行う必要があります。

※医療高等課程准看護師学科は、対象外です。